

町公民館だより

編集 日野町公民館 〒689-5131 日野町黒坂1243番地 1
電話：74-0212 FAX：74-0105
E-mail：kouminkan@town.hino.tottori.jp

以外と知らない郷土の歴史！
学んでよかった郷土の歴史！！

第3回おしどり学園を開催

6月17日、第3回おしどり学園を町公民館で開きました。今回は、米子下町観光ガイドの榎野省吾さんと、境港観光ポランティアの島谷修さんを講師に「尼子と毛利の戦い・奥日野編」郷土の歴史を楽しく学ぼう」と題して講演を行いました。「ことぶき劇団ふたり」として講演などで活躍中の2人。鳥取県民カレッジの『とっとりマスター』という資格をもっておられます。この資格は、講演を10回以上行った講師に与えられるものです。島谷さんは「今回がとっとりマスターの資格を得てから初めての講演で、記念すべき回となりました」と笑顔。



楽しく歴史を学ぶ学園生ら



二人の息の合った講演

講演では、南部町、日南町、日野町、江府町、伯耆町と順を追って、郷土の歴史を面白おかしく説明されました。その中で日野町上菅の「菅」という地域は、毛利家から呼ばれた三村家親（元松山城主）が陣を張っていたと説明されました。また、興味深い話では、日野郡には鬼が住むというものがありました。日南町の鬼林山、伯耆町の鬼住山などがありますが、鬼が住む場所には必ず楽楽福神社が建立されています。そして、楽楽福神社がある地区は、下宮、宮内、宮原など「宮」という字がつくそうです。講演の途中では、みんなで童謡「どこかで春が」を歌い、楽しい時間を過ごしました。

第5回おしどり学園 のお知らせ

日時 8月19日（金）9:30～

場所 町公民館講堂

一般教養講座

「私が出会ったフィリピン～ネグロス島・陶芸村の2年～」

講師 JICA鳥取 森木由加里さん

※JICA（独立行政法人国際協力機構）

※講師の都合によって、内容が変わる場合もあります。ご了解ください。

その他 当日は町営バス臨時便を運行します。ご利用ください。

問合せ 町公民館（74-0212）

学びたいこと、きっと見つかる おしどり学園生 募集中！

今年度も元気におしどり学園開講中です。グループ専門講座も始まり、学園生のにぎやかな声が公民館に響きます。

皆さん、参加してみませんか。一般教養講座だけ、グループ専門講座だけの参加でもかまいません。年齢制限もありません。ぜひお越しください。

自然豊かな町を実感 滝山公園で探鳥会を開催



声を掛け合いながら、野鳥を観察する参加者

6月12日、中菅の滝山公園で探鳥会を開きました。

これは、日本野鳥の会鳥取県支部の野鳥観察会に多くの町民の皆さんに参加していただくように町公民館でも参加者を募りました。

当日は町内外から多くの参加者が集まり、滝山公園内を散策しながら、アカシヨウビシ・オオルリ・アオゲラやコゲラなどたくさん野鳥の声を聴き、観察することができました。

鳴き声しか聴こえなくて

も、野鳥の会会員の皆さんの詳しい説明で、図鑑を見ながら野鳥の名前を知ることができました。

なんとしてもきれいな野鳥の写真が公民館だよりに掲載したいと思い、カメラのレンズを向けたのですが、あいにくの曇り空、さらに木の緑が覆い茂り、皆さんにお見せするほどの写真が撮れませんでした。

また、会場では野鳥のほかにも、山野草や珍しいトンボを観察し、豊かな自然を満喫しました。

思い出詰まった宝物が集まる

まちのお宝発見展にぎわう



懐かしい品々に会話が弾む

6月7日から9日まで、「まちのお宝発見展」を開きました。

この企画は、普段目にすることができない個人所有の大切なもの、珍しいものを皆さんに見ていただき、芸術や町の歴史に興味を持ってもらおうと、出品者の皆さんの協力で開催に至りました。

びょうぶ・掛け軸・焼物・武者絵のぼり・押絵雛・日露戦争凱旋記念酒杯・切手コレ

クシヨンなど昔懐かしいものや県認定の伝統工芸士西村孝美さん（漆原）の木工品、溪流釣り用の手作り竹釣り竿「蜉蝣」で有名な石田秀登さん（中菅）の作品など、貴重なものも多数出品していただきました。

わずか3日間の開催にもかかわらず110人を超える来場者があり、にぎわいました。また、後日新聞で紹介されたこともあり、町外の人から「まだやってますか」と問い合わせがあるなど、数々の反響に驚かされました。

町青少年育成会から 県青少年育成条例一部改正 のお知らせ

7月1日から県青少年育成条例が一部改正され、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング設定、青少年の深夜外出の制限が強化されました。概要は次のとおりです。

①携帯電話へのフィルタリングの徹底

保護者は、正当な理由がない限り青少年が使用する携帯電話（PHS含む）にはフィルタリングを利用しなければなりません。

やむを得ず利用しない場合には、保護者が責任をもって携帯電話事業者に書面で申し出なければなりません。

※フィルタリング～有害サイトなど青少年に見せたくない特定のサイトの閲覧を制限するシステム

②深夜外出の制限

青少年を監護又は保護する者は、正当な理由のある場合を除いて、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出前まで）に外出させないように努めなければなりません。

※この条例に関するお問い合わせは、
鳥取県企画部青少年・文教課
（電話：0857-26-7076）まで



▶町青少年育成会は、黒坂警察署と協力し、6月15日と7月1日の朝、根雨駅で、条例改正普及促進として、街頭活動を行いました